

通所介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人高田福祉会が開設する特別養護老人ホーム悠久の里（以下「当施設」という。）において実施する通所介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所介護は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所介護計画に基づいて、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行い、在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者、関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(通所介護と介護予防通所介護の一体的運営)

第4条 通所介護サービスと介護予防通所介護は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第5条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 デイサービスセンター悠久の里
- (2) 開設年月日 平成18年5月1日
- (3) 所在地 新潟県上越市とよば186番地

(従業者の職種、員数)

第6条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----|---------|------------|
| (1) | 管理者 | 1人(兼務) |
| (2) | 看護職員 | 1人以上(兼務) |
| (3) | 機能訓練指導員 | 1人以上(兼務) |
| (4) | 介護職員 | 3人以上(非常勤含) |
| (5) | 生活相談員 | 1人以上 |
| (6) | 事務員 | 1人以上(兼務) |

(従業者の職務内容)

第7条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所介護事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所介護計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所介護計画に基づく介護を行う。
- (4) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 通所介護サービスは、居宅介護支援事業者と連携をとること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して通所介護サービスの利用が予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 日曜を除く月曜日から土曜日とする。ただし12月31日から1月2日までを除く。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
(ただしサービス提供時間は、9:30~15:30とする)

(利用定員)

第9条 通所介護と介護予防通所介護の利用定員を合わせて25人とする。

(事業の内容)

第10条 通所介護は、作成される通所介護計画に基づき必要な介護を行う。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 機能訓練
- (7) 口腔機能向上

(利用者負担の額)

第11条 通所介護サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、利用者から利用料の本人負担分の額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
昼食650円
 - (2) 送迎に要する費用
通常の事業の実施地域を超える場合 km 50円
 - (3) 通所介護サービス及び介護予防通所サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
・ 教養娯楽費 実費
 - (4) オムツ代 実費
 - (5) 基本時間外施設利用料 1時間 500円(通所の方のみ)
 - (6) 洗濯代 一式1回 100円(希望者の方のみ)
- 3 前第一項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

上越市(旧高田地区、旧直江津地区、有田・北諏訪)、
妙高市(旧新井地区)北部で原則片道20分以内。

(身体の拘束等)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録に記載する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第14条 通所介護利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を食べていただくこととする。食費は第11条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第10条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限をできるだけ委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙……………飲酒は原則禁止とし、喫煙は定められた場所で。
- ・ 火気の取扱いは、……………原則火気の持込禁止、喫煙時職員付添で。
- ・ 設備・備品の利用は、……………設備・備品を利用する場合は施設の許可を得る。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、…持込をする場合は、施設に届出するものとする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として自己管理とする。
- ・ 宗教活動は、……………施設内での宗教活動は禁止とする。

- ・ ペットの持ち込みは、……………原則禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、地域消防署及び地域住民と協力し従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年 2 回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時

※その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講じるための BCP を策定し研修及び年間 2 回以上の訓練を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(緊急時等における対処方法)

第 17 条 サービスの利用中、利用者に体調、症状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに契約書に添付した診断書を記載した主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、協力病院に連絡をとり、緊急搬送などの処置を講ずることとする。

(職員の服務規律)

第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講できる体制を講じる。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人高田福祉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染症防止委員会を3か月に1回以上開催し指針・マニュアルの整備見直しや年間2回以上の研修及び訓練を実施する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めることができるものとする。

(地域との連携)

第24条 施設は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めるものとする。

(虐待防止の対応)

第25条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を開催し、指針を整備するとともに年間2回以上の研修を実施する。

- 2 虐待防止対策の担当者として、施設長または管理者を充てるものとする。
- 3 委員会は職員への研修内容、指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、通報、再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 3 通所介護（介護予防通所介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人高田福祉会の理事会において定めるものとする。

付 則

- 1 この運営規程は、平成18年7月1日より施行する。
- 2 第8条の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 第5条（3）、第8条（1）、第12条の改正は、平成25年12月1日から施行する。
- 4 第6条（6）、第7条（6）、第10条（7）、第11条第2項（1）の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 第11条の改正は、平成27年8月1日から施行する。
- 6 第11条第2項（6）の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 規程名、第1条第1項、第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第7条第1項（2）、第7条第1項（3）、第8条第1項（2）、第9条第1項、第10条第1項、第10条第1項（6）、第10条第1項（7）、第11条第1項、第14条第1項の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 第15条第1項（6）、第2項、第19条第2項、第22条第2項、第24条、第25条、第26条の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 9 第6条第1項（4）、第8条第1項（2）、第9条第1項、第15条第1項（6）、第2項、第22条第2項、第25条第1項、第3項の改正は、令和6年4月1日から施行する。